

JAマイカーローン

(平成23年12月19日現在)

商品名	JAマイカーローン																	
ご利用いただける方	<p>当JAの組合員の方。 お借入時の年齢が18歳以上であり、最終償還時の満年齢が71歳未満の方(ただし、20歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方)。 前年度税込年収が原則200万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)</p> <p>原則として勤続(または営業)年数が1年以上の方。 自己住宅(ご家族名義を含む)または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、同一地区内に1年以上居住している方。 当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>																	
資金用途	<p>ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。</p> <p>自動車・バイク(ともに中古車を含む)のご購入資金またご購入に付帯する諸費用 自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 運転免許の取得のための資金 カー用品(カーナビ等)のご購入資金 車庫建設のための資金(ただし、お借入金額は100万円以内) 他金融機関のマイカーローン借換えのための資金(ただし、原則として他金融機関ローンの残存期間内)</p>																	
借入金額	1組合員あたり500万円以内とし、所要金額の範囲内とします。																	
借入期間	<p>6ヶ月以上7年以内とします。 なお、JA住宅ローンをご利用いただいている方は、6か月以上10年以内とします。</p>																	
借入利率	<p>つぎのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>【変動金利型】 お借入後の利率は、当JAの短期プライムレートを基準金利として、変更の都度、見直しを行います。 詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>																	
返済方法	<p>元利均等または、元金均等返済とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(お借入金額の50%の範囲内とし、毎月返済方式に加え年2回ごとの特定月に増額して返済する。)のいずれかをご選択いただけます。 変動金利型の返済額は、貸付利率の変更の都度、再計算して新しく定めます。</p>																	
担保	不要です。																	
保証人	当JAが指定する保証機関(新潟県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																	
保証料	<p>一括払いとなります。 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額100万円・利率3.50%・変動金利型の場合の一括支払保証料(例)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>3,520円</td> <td>6,785円</td> <td>10,067円</td> <td>16,673円</td> <td>23,333円</td> </tr> </tbody> </table>						お借入期間	1年	2年	3年	5年	7年	保証料(円)	3,520円	6,785円	10,067円	16,673円	23,333円
お借入期間	1年	2年	3年	5年	7年													
保証料(円)	3,520円	6,785円	10,067円	16,673円	23,333円													
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または管理部(電話：025-772-3111)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話：025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p>																	

	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合管理部または新潟県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-3765）</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島県弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会</p> <p>また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。</p> <p>仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会</p>
その他	<p>お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

注1) 組合員以外の方は、別途ご相談ください。

注2) 保証機関として、新潟県農業信用基金協会のほか協同住宅ローン(株)も取扱っておりますので必要な場合は融資窓口までお問い合わせください。

JA魚沼みなみ